



○ 法改正のお知らせ

皆さん、こんにちは。ちょっと前になりますが、平成26年4月に改正された法律をご案内します。該当する企業や職員の皆さんに有効活用していただきたいものです。

【1】産前産後休業中の健康保険・厚生年金保険の保険料の免除が始まりました。

- ・平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方が対象です。(つまり、平成26年4月分以降の保険料が免除の対象となります)。
- ・産前産後休業期間中(→産前42日、産後56日。双子以上を妊娠している場合の産前は98日)に妊娠出産により労務に従事しなかった期間に、本人負担・事業主負担とも保険料が免除されます。なお、免除を受けるためには、事業主による届出が必要です。

【2】育児休業中の従業員へ支給される「育児休業給付金」の支給率が上がりました。

- ・1歳未満の子を育てるために育児休業をする雇用保険の被保険者への給付である育児休業給付金の支給率が、休業開始から6か月までは休業開始時賃金日額(育休前の給与の平均額)の「67%」、6か月経過後は、50%に改定されました(支給開始から6か月までの支給率が50%→「67%」にアップしました)。



ことばの花束

- 1 まだ無いものを見つける
- 2 なんでもヒントにする
- 3 アイデアを育てる
- 4 タテ・ヨコ・ナナメから見る
- 5 常識にとらわれない
- 6 あきらめない

(横浜のカップヌードルミュージアムにて)

日清食品の創業者安藤百福さんは、「家庭ですぐ食べられるラーメンを!」という思いから世界発のインスタントラーメン“チキンラーメン”を発明し、様々な改良を続けましたが、その行動の本質を上記の6つのキーワードで表せるのだそうです。カップヌードルはあきらめない気持ちから生まれた創造の産物であることを知りました。



～ちょこっとコラム～



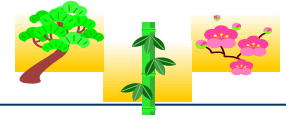
本の読み方は、本当に人それぞれだなあとと思います。「長編小説が好き、少なくとも上下巻あるものがいい」とか、「事実は小説より奇なり、なのでノンフィクションに夢中」とか、繰り返し読む派と新しいものを読んでいきたい派等々。私は、新しい本を読みたい派なので、繰り返し読むことが少ないのですが、心にフィットしてときどきページを開きたくなる本に出会います。今年のお出会いはフェイスブックCOOのシェリル・サンドバークさんが書いた「LEAN IN (リーン・イン)」。話し合いのテーブルにつける着けるチャンスがあったら是非そこに座って、発言したいことがあったら手を挙げ続けよう、と女性を励まし勇気づけています。アメリカのプレゼンテーション番組「TED」(動画)でも同様の話をされていて、200万回以上視聴されているとのこと。15分位で著者の主張を聞くことができるのでこちらもおすすめです。

(男性にもおすすめです。) URLはこちらです
→ <http://digitalcast.jp/v/11752/>



働く人の法律問答

… 残業代を払わなくてよい
管理監督者ってどんな人？…



マツ社労士は、タケ社長からこんな質問を受けました。

タケ社長 : 来月からウメ従業員を昇格するのですが、管理職は残業代を払わなくてよいと聞いたので、今後はウメさんに残業代を払わなくてよいのですか？

マツ社労士 : 『管理職』になったことだけで、残業代を払わなくてよい」というわけではないのです。労働基準法で残業代を払わなくてよい管理監督者は「経営者と一体的な立場にある人」をいいます。

タケ社長 : 経営者である私と一体的な立場ということ、仕事上の様々な裁量を持っている人、ということですか？

マツ社労士 : タケ社長がおっしゃったことは、労働基準法でいうところの管理監督者にとっても近いです。タケ社長自身は、経営者としてどのような裁量があると思われますか。

タケ社長 : まず、1日のスケジュールは自分で決めますね。誰とどこで商談するかや、取引先の決定や商品の仕入れも自分で決めますし。人の採用や賃金の決定も私がしています。働く時間も1日8時間ではないですね。打ち合わせや納期が迫っているときは、私自身が1日何時間働いたかなんて気にしていません。ん？ということは、私ほどでなくても、私に類するような権限を持つ従業員であれば、管理監督者として残業代を払わなくてよいということかな。

マツ社労士 : そうですね。「責任と権限」のある仕事をする従業員で、勤務時間を法定労働時間である8時間に制限するのが難しい場合は、その制限をしなくてよい、ひいては法定労働時間を超えた場合に割増して支払うべきとされている残業代の規定も適用しなくてよいということになります。ただし、管理監督者は責任ある立場のため、給与や賞与等の処遇を一般従業員と比較したときに、その立場にふさわしい額が払われていることが求められます。

タケ社長 : 今、うちの会社は従業員が20名で、役職者もいますが、重要なことはほぼ私が決めています。だから、残業代を払わなくてもよい管理監督者に該当する人はいないなあ。おいおい仕事の権限を委譲して、客観的に「相当の裁量権を持ち、それにふさわしい処遇がなされている管理監督者だ」と見てもらえるようになったときに、また、残業代有無については検討することにしますね。

【編集後記】 少し前の話になりますが、ゴールデンウィークに春日部の大凧あげ祭りを見に行きました。一番大きな凧は縦15メートル、横11メートル、重さは800キロです。凧に書かれた文字は「景気」。「あがれ～」と大きな声援を送りたくなる二文字です。

今年は風が弱めで空に舞っている時間は短めでしたが、空に揚がったときのゆったり風になびいている感じは雄大でなかなか良かったです。



(表面もあります)